

◆限度額適用認定証について

入院の場合や同一医療機関での外来の場合、「限度額適用認定証」を提示することで医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにすることができます。

また、住民税非課税世帯に該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにし、入院時には食事負担額の減額を受けることができます。

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付にはあらかじめ市役所への申請が必要です。対象になると思われる方は市役所保険年金課へ申請してください。

申請に必要なもの

- ・保険証 ・認印
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類
- ・本人確認書類(運転免許証など)



特定健康診査・後期高齢者健診を受けましょう

▼対象者

- ① 弥富市に住所を有している後期高齢者医療制度加入者
- ② 弥富市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方

▼持ち物

健康診査受診券、保険証

▼健診内容

診察など	問診 身長 体重 BMI 腹囲(後期高齢の方は実施しません) 身体診察 尿(尿蛋白、尿糖) 血圧 心電図
血液検査	脂質、糖代謝、肝機能、痛風、腎機能、貧血
該当者のみ	眼底検査 ※下記の眼底検査実施基準①または②に該当した方で医師が必要と認めた方 ① 健診当日の血圧測定値が受診勧奨判定値(収縮期 140 mm Hg または拡張期 90 mm Hg)以上の方 ② 前年度の健診結果でヘモグロビン A1c が 6.5%以上の方

特定健康診査・
後期高齢者健診は
無料で
受けられます！



※詳しくは5月送付の受診券をご覧ください。

☎市役所保険年金課(内線 123 ～ 126)

TOPICS

国民健康保険・後期高齢者医療制度
からのお知らせ

高額療養費(70歳以上の方)自己負担限度額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、平成30年8月から、負担能力に応じて70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります。なお、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。

◆高額療養費とは

医療機関や薬局の窓口で支払った額(※)が、ひと月(月の初めから終わりまで)で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。自己負担限度額は個人もしくは世帯の所得に応じて決められています。

※入院時の食事負担や差額ベッド代などは含みません。

《70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額》

平成 30 年 7 月まで			平成 30 年 8 月以降		
所得区分	外来 + 入院 (世帯)		所得区分	外来 + 入院 (世帯)	
	外来(個人)			外来(個人)	
現役並み 所得者	57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (多数回 44,400 円※1)	現役並み 所得者	Ⅲ (課税所得 690 万円以上)	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% (多数回 140,100 円※1)
一般	14,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 (多数回 44,400 円※1)		Ⅱ (課税所得 380 万円以上)	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% (多数回 93,000 円※1)
				Ⅰ (課税所得 145 万円以上)	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (多数回 44,400 円※1)
住民税 非課税世帯Ⅱ	8,000 円	24,600 円	一般 (課税所得 145 万円 未満の方※2)	18,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 (多数回 44,400 円※1)
住民税 非課税世帯Ⅰ		15,000 円	住民税非課税世帯Ⅱ	8,000 円	24,600 円
			住民税非課税世帯Ⅰ (所得が一定以下)		15,000 円

※1 多数回…過去12か月以内に3回以上、自己負担限度額に達した事がある場合、4回目から「多数回」の扱いとなり、自己負担限度額が下がります。

※2 「一般」区分…世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。